

鹿角市告示第 33 号

都市計画法第 63 条第 1 項の規定により、鹿角都市計画下水道事業鹿角市公共下水道事業計画を変更したので、同法第 62 条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示し、関係図書を公衆の縦覧に供する。

1. 施行者の名称 鹿角市

2. 都市計画事業の種類及び名称

鹿角都市計画下水道事業 鹿角市公共下水道（米代川流域下水道〔鹿角処理区〕関連）

3 事業計画

イ、事業地

（1）収用の部分

昭和 63 年秋田県告示第 793 号、平成 6 年秋田県告示第 266 号、平成 10 年秋田県告示第 187 号、平成 12 年秋田県告示第 371 号、平成 15 年秋田県告示第 140 号及び平成 17 年秋田県告示第 534 号及び平成 28 年秋田県告示第 334 号の事業地に、下記の事業地を「追加」及び「変更」する。

1) 追加する事業地

秋田県鹿角市花輪字家妻

2) 変更する事業地

秋田県鹿角市十和田岡田字上前田、十和田毛馬内字上土ヶ久保及び字中陣場、十和田錦木字細谷地、字下野添、字沢尻、字袖ヶ口及び字室田並びに花輪字富士

（2）使用の部分

変更なし。

ロ、設計の概要 別添、「設計の概要を表示する図面」のとおり

ハ、事業施行期間 自 昭和 63 年 12 月 6 日
至 平成 33 年 3 月 31 日

4 縦覧場所

鹿角市役所建設部 上下水道課

5 縦覧期間

自 平成 30 年 3 月 16 日
至 平成 30 年 3 月 29 日

平成 30 年 3 月 16 日

鹿角市長 児 玉

